別表第二

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
各発電用原子炉施設に共通	［略］	［略］	［略］
			急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。）の崩壊の防止措置に関する説明書 ［略］

別表第二

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
各発電用原子炉施設に共通	［略］	［略］	［略］
			急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 ［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第三条の二） ［略］	目次 第一章　総則（第一条―第三条） ［略］

（廃止措置中の発電用原子炉施設）

第三条の二　法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（研開炉規則第百十一条第一項第六号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。